

## 【 条 例 の 構 成 イ メ ー ジ 】

### 1 前 文

(内容) 本市の地区まちづくり活動の歴史と、条例制定に至る背景等について示します。

#### 《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 富士市のこれまでのまちづくり活動の評価
- ・ 地区まちづくり活動の自主性
- ・ 地区住民の参加と協働の促進
- ・ 将来課題への対応(少子高齢・人口減少、地方分権推進等)
- ・ これからの地域コミュニティのあり方 など

#### 《参考例：松山市地域におけるまちづくり条例<附則>》

本格的な地方分権時代を迎え、松山市が、魅力ある都市づくりや個性ある地域づくりを進めていくためには、市民と行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、協働してまちづくりに取り組むことが大切である。市民は、自助・共助・公助の原則に基づいて、身近な地域の公益活動を行政と分担し合い、地域コミュニティの一層の連携と結束を図りながら、まちづくりに自発的に取り組むよう努めることが必要である。

また、行政は、まちづくりの主役は市民であるという理念の下、市民自らが主体的にまちづくりを進めることができる環境づくりに努め、可能な限り、権限と財源と責任を地域コミュニティへ移譲していかなければならない。

ここに、地域コミュニティが一定の裁量を持ち、自己決定、自己責任による、まちづくりに取り組めるよう、地域分権型社会の実現を目指し、この条例を制定する。

### 2 条例の目的

(内容) この条例は何のために制定され、どんな内容が謳われた条例なのかを示します。

#### 《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 地区住民主体の持続可能な地域コミュニティづくり(地区まちづくり活動)の実現  
↑これを実現するための必要な事項等を定める。 など

#### 《参考例：嬉野市地域コミュニティ条例<第1章第1条>》

この条例は、嬉野市の発展の基礎である地域づくりについて基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにするとともに、地域コミュニティ及び市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ継続的な地域におけるまちづくりを推進することを目的とする。

### 3 用語の定義

(内容) 条例の中で使われる基礎的な言葉の意味を定義します。

《例》・「地区」とは、概ね小学校区を範囲とした区域

- ・「地区まちづくり活動」とは…。
- ・「まちづくり協議会」とは…。

#### 《参考例：越前市地域自治振興条例〈第2条〉》

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 おおむね小学校の通学区域を単位とする区域をいう。
- (2) 市民等 市民、事業者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 地域自治 地区の市民等が、当該地区において自らの意思に基づき自らの責任においてまちづくりを行うことをいう。
- (4) 自治振興会 地域自治を推進するため、地区の市民等により組織された団体をいう。

### 4 地区まちづくり活動の基本理念(目標)

(内容) 地区まちづくり活動を推進するにあたり、根幹となる考え方や目標を示します。

#### 《条文に盛り込むキーワード案》

- ・地区まちづくり活動の自主性の尊重
- ・まちづくり協議会と市の対等なパートナーシップ
- ・地区住民の参加と協働の促進 など

#### 《参考例：嬉野市地域コミュニティ条例〈第3条〉》

地域におけるまちづくりは、市民の自発的かつ主体的な取組によって行われるものとする。

2 地域におけるまちづくりは、市民と市とが対等な関係で、相互に役割を理解し、協働して行われるものとする。

### 5 市民の役割

(内容) 市民一人ひとりが、地区まちづくり活動を推進するためにできることを示します。

#### 《条文に盛り込むキーワード案》

- ・居住地域への関心を高める
- ・地区まちづくり活動への参画推進 など

#### 《参考例：豊中市地域自治推進条例〈第5条〉》

地域住民は、地域に関心を持つことにより地域コミュニティを活性化し、地域の課題の解決に向けた取組に積極的に参画するよう努めなければならない。

## 6 市の役割

(内容) 市が、地区まちづくり活動を推進するためにできることを示します。

### 《条文に盛り込むキーワード案》

- ・地区まちづくり活動の自主性の尊重
- ・地区まちづくり活動を推進するための施策の実施 など

### 《参考例：豊中市地域自治推進条例<第6条>》

市は、地域コミュニティの活性化並びに地域自治組織の形成及び活動の支援その他地域自治の推進に必要な施策を実施しなければならない。

## 7 まちづくり協議会と市の役割分担

(内容) 地区まちづくり活動を推進するにあたり、まちづくり協議会と市の関係性を示します。

### 《条文に盛り込むキーワード案》

- ・自助、共助、公助の仕組み
- ・補完性の原理
- ・対等の原則 など

### 《参考例：嬉野市地域コミュニティ条例<第6条>》

地域コミュニティ運営協議会と市との役割分担は、「補完性の原理」(身近な困りごとや課題はまず個人や家庭で解決を図り、個人でできないことは行政区や地域コミュニティなどで解決を図るものとする。さらに組織でも困難な場合は市やその他の行政機関に要望して解決を図るという考え方をいう。)に基づくものとする。

## 8 まちづくり協議会の位置づけ

(内容) まちづくり協議会の地区まちづくり活動における位置づけについて示します。

### 《条文に盛り込むキーワード案》

- ・地区を代表する組織の位置づけ
- ・地区ガバナンスのあり方
- ・地区住民主体による地区まちづくりの推進 など

### 《参考例：宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例<第37条>》

コミュニティに地域住民の自主的な組織として、コミュニティ運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

### <第38条>

運営協議会は、当該コミュニティにおける自主的な活動を推進するとともに、市と行政サービスの協働を行い、当該コミュニティにおける諸課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保等を図る。

## 9 まちづくり協議会の役割

(内容) まちづくり協議会の地区まちづくり活動における役割について示します。

### 《条文に盛り込むキーワード案》

- ・地区内の団体の連携促進
- ・多様な主体との連携(NPO や企業との連携)
- ・地区人材の育成
- ・組織運営、事業の継続性
- ・地区の活動資金のあり方 など

### 《参考例：宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例<第39条>》

運営協議会は、その運営の透明性及び公平性を図り、コミュニティ活動がより推進されるよう、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 地域住民が運営協議会の意思決定に参加しやすいようにすること。
- (2) 地域住民がコミュニティ活動に参加しやすいようにすること。
- (3) 積極的に情報の共有を図るようにすること。
- (4) 役員等の選出について透明性を図るようにすること。
- (5) 自らの活動を評価するよう努めること。

## 10 まちづくり協議会に対する市の支援

(内容) まちづくり協議会に対する市の支援のあり方について示します。

### 《条文に盛り込むキーワード案》

- ・人材育成
- ・財政支援、技術的支援 など

### 《参考例：松山市地域におけるまちづくり条例<第11条>》

市は、認定まちづくり協議会による地域におけるまちづくりを促進するため、又は認定まちづくり協議会が策定したまちづくり計画の実現のために必要があると認めるときは、当該認定まちづくり協議会に対し、技術的支援その他の措置を講じるとともに、予算の範囲内において、財政的支援をすることができる。

## 11 まちづくり協議会の活動拠点

(内容) まちづくり協議会の活動拠点について示します。

《例》・まちづくりセンターの設置、整備 など

### 《参考例：嬉野市地域コミュニティ条例<第6条>》

市は、市の施設に地域コミュニティ運営協議会の活動拠点として地域コミュニティセンターを置くことができる。

## 12 諮問機関

(内容) 市の地域コミュニティ活性化施策に対して、第三者的立場から調査、提言する組織を設置することについて示します。

《例》・市の取組への評価、提言 など

### 《参考例：京都市地域コミュニティ活性化推進条例<第17条>》

地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。